

西松浦地区合併協議会 議事録

(第十七回)

日時：平成18年 1月30日
会場：焱の博記念堂 2階会議室

開 会（ 14時 00分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

みなさん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただ今より、第17回の合併協議会を開催させていただきます。

会議を始めます前に本日の資料の確認をお願い致します。

資料は、本日の会議次第と別冊資料、それと別紙覚書の3点でございます。

それでは、初めに会長さんにご挨拶いただき、引き続き、会の進行をよろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさん、こんにちは。

年が明けて、早いもので、もう一月が過ぎようとしております。

今日は、今年初めての協議会ということになります。委員の皆さん、改めまして今年もよろしく
お願い申し上げたいと思います。

いよいよ、合併まで30日ということで、ほんとにもう、間近に迫ってきております。

協議会も、今日を含めまして、2回の開催ということになります。

本日の会議は、報告事項3つと、7つの調整経過報告を提案させていただきますが、委員の皆さんには、
どうぞ一つ、熱心なご協議をお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、ただ今の出席委員は、14名でございます。定足数
に達しておりますので、第17回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。

審議に先だち、本日の議事録署名委員と致しまして、有田の立林委員さんと、西有田の久保田委員
さんのお2人をお願い申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、よろしくお願いを致します。

それでは、議題に入らせて頂きます。

最初は報告第1号、幹事会規程の変更について、事務局からお願いします。

○事務局員（ 大串 学 ）

それでは報告第1号、幹事会規程の変更についてご報告致します。

幹事会のメンバーの変更のみですので、3ページの新旧対照表をご覧ください。有田町の総務課長から
商工観光課長に1名の変更がっております。

以上報告終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今、事務局から幹事会規程の変更の報告がありました。

このことについて、何かご質問ございませんか。

ないようですね。

それでは報告については、了承されたものと致します。

次に、報告第2号、第23回の幹事会の会議概要について、江崎幹事長から報告をお願いします。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

報告第2号。

第23回幹事会における協議等の結果について、報告をさせていただきます。

平成18年1月19日に第23回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告をさせていただきます。

(1) 第17回協議会協議事項等について

確認事項、第17回協議会の協議事項等について、協議・調整を行なったところでございます。

(2) 一元化調査票、Bランクの確認について

確認事項、幹事会で確認すべき一元化調査票（Bランク）について、協議・調整を行ないました。

(3) その他

確認事項、総務部会からの諸調整事項、主に引越し等にかかる事項等について協議・調整を行なったところでございます。

以上報告を終わります。

○議長（岩永 正太）

ただ今、江崎幹事長から幹事会概要の報告がありました。このことについて、何かご質問等ございませんか。

ないですね。

意見もないようですので、幹事会概要の報告については、了承されたものと致します。

報告第3号。

新町の町長職務執行者については、私の方からご報告申し上げたいと思います。

新しい町の町長が決まるまでの間、その職務を行なうための職務執行者ですが、篠原町長さんにお願ひしましたところ、快くお引き受けいただきましたので、私の方から報告をさせていただきます。

このことについて、ご質問等ございませんか。

それでは、質問もないようですので、新町の町長職務執行者については、了承されたものと致します。

篠原町長さんには、大変ご苦勞お掛けしますけれども、よろしくお願ひ致します。

ありがとうございました。

それでは、次に調整経過報告に移らせていただきます。

最初は、調整経過報告第1号、地方税の取扱いにつきまして、事務局より報告をお願ひ致します。

○事務局員（千代田 一茂）

別冊参考資料を、お願ひ致します。

調整経過報告につきましては、別冊参考資料にて、説明をさせていただきます。

尚、前回までの協議会におきまして、合併までに調整するとしていた項目につきまして、すべて確認を終了いたしております。

そこで、本日は合併後調整するであるとか、合併後速やかに調整をする確認をしている項目のうち、直接住民に関連がある項目につきまして、現時点での、各専門部会における担当者レベルでの、調整経過をお示ししたいということで考えております。

そこで、あくまで、合併後調整するということになっておりますので、最終経過につきましては、基本的に新町になった後、新町長あるいは、新議会等が決まってからになります。

現時点でお示しする内容とは、変更になる可能性もあるということでご理解をよろしくお願ひしたいと考えております。

従いまして、当協議会では、協議という形ではなく、調整経過という形で示させていただきます。

ですから、本日委員の皆様から出されますご意見等につきましては、その旨を、各専門部会の方へ

お伝えをしまして、今後の調整の参考にさせていただきたいということで考えております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

調整経過報告第1号。地方税の取扱い。

その内、納税貯蓄組合の分になります。

現況の欄でおわかりかと思いますが、課題問題点の中に明記しておりますように、制度があるのは、西有田町のみということになっております。

調整内容の欄が、これまでの協議会におきまして確認した内容になっております。

第2回協議会におきまして、納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整するという確認を致しております。

そこで、今回の報告内容が、具体的調整内容の欄、合併後の方向性というところになりますけど、納税貯蓄組合の納税奨励金は、平成18年度収納分から廃止する方向で調整する。ということになっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

ただ今事務局より報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

よろしゅうございますか。

いいですか。

それでは、地方税の取扱いについては、報告どおりに今後調整を行なっていくことに致します。

では、次の調整経過報告に移らせて頂きます。

調整経過報告第2号、国民健康保健事業の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局員（千代田 一茂）

資料は、2ページになります。

調整経過報告第2号。国民健康保健事業の取扱い。

あんま・はり・きゅう施術支給及び人間ドッグ・脳ドッグの助成の分になります。

2ページ上の方は現況になりますので、説明は省略をさせていただきます。

課題問題点の欄に違いを明記致しております。

あんま・はり・きゅう施術支給は会計、対象者、助成限度が異なるということで、会計につきましては、有田町が国保会計、西有田町が一般会計。対象者が有田町が国保加入者、西有田町は全町民。助成限度が有田町はございませんけど、西有田町は年30回。

人間ドッグ・脳ドッグは、対象者が異なるということで、有田町が国保加入者のみを国保会計で実施、西有田町が全町民を一般会計と国保会計で実施ということになっております。

3ページをご覧ください。

これにつきましては、第6回協議会の折に、合併後速やかに調整するという確認をいたしております。

合併後の方向性が、あんま・はり・きゅう施術支給事業は、新町長決定後に検討すると。

人間ドッグ・脳ドッグの助成事業は、合併後調整すると。

そこで調整方針ですけども、あんま・はり・きゅう施術支給事業は、政策的事業であることから、合併後に検討する。

人間ドッグ・脳ドッグの助成事業は、西有田町の例により検討する。

新施策決定までの期間は、現行のとおりとするという方針になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

ただ今説明がありました、これについてご意見やご質問ございませんか。

よろしゅうございますか。ございませんですね。

それでは、意見もないようですので、国民健康保健事業の取扱いについては、報告どおり、今後調整を行なっていくことと致したいと思えます。

それでは、次に進みまして、調整経過報告第3号、児童福祉事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（千代田 一茂）

資料は、4ページをご覧ください。

調整経過報告第3号。児童福祉事業の取扱いの中の、放課後児童健全育成の分になります。

4ページは、現況になりますので、説明は省略させていただきます。

5ページをお願いします。

課題問題点の中に、明記しておりますように、開設日、時間及び保護者負担等が異なっております。

これにつきましては、第3回協議会におきまして、合併後速やかに調整するという確認を致しております。

合併後の方向性と致しまして、放課後児童健全育成事業は、18年度より実施要綱を統一する方向で調整する。

調整方針と致しまして、17年度中は現行のとおりとする。

開設日及び開設時間は有田町の例を基本とする。ただし、土曜日の開設時間は、8時30分から17時までとする。保護者負担金は、学級費月額1,500円、おやつ代月額1,000円とするという調整になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

ただ今、事務局から説明がありました、ご意見やご質問等ございませんか。

何かございませんか。ないですね。

それでは意見もないようですので、児童福祉事業の取扱いについては、報告通りに、今後調整を行なっていくこととします。

次に、調整経過報告第4号、社会福祉事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（千代田 一茂）

資料の、6ページになります。

調整経過報告第4号。社会福祉事業の取扱い。

平和記念の、戦没者追悼式の分になります。

調整内容の欄に明記しておりますように、戦没者追悼式は継続して開催することとし、実施方法については、合併後速やかに調整するという事で、第3回協議会において確認を致しております。

7ページをご覧ください。

合併後の方向性と致しまして、戦没者追悼式の18年度開催時期は、地区役員の交代、選挙、関係団体との調整等を勘案し、合併後検討する。ということで調整方針と致しまして、開催場所は、旧有田地区、旧西有田地区で交互開催を検討する。実施にあたっては、関係団体（遺族会、区長会等）との協議を要す。

補助金は、他の補助金及び負担金と併せて、合併後見直しを検討する。ということになっておりま

す。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今、報告がありました。何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

ないようですね。

それでは意見もないようですので、社会福祉事業の取扱いについては、報告どおりに、今後、調整を行なっていくこととします。

次に、調整経過報告第5号、保健衛生の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは8ページをご覧下さい。

歯科検診の現況です。ご覧のとおりになっております。

課題問題点、2歳半、歯科健診は有田町のみ実施。歯みがき指導の対象者に違いがある。

園児のフッ素応用は、両町で実施しているが、小・中学校のフッ素応用は、西有田町のみ実施。フッ素塗布の対象者に違いがある。となっております。

第3回協議会で確認された調整内容が、合併後速やかに調整するとなっております。

次のページをご覧下さい。

今回の経過報告、合併後の方向性が、歯科保健事業は、西有田町の例を基本に実施する方向で調整する。となっております。調整方針として、学校での歯みがき指導は、各学校との協議を要する。

小中学校におけるフッ素応用の実施は、教育委員会、学校及びPTAでの協議に委ねる。

フッ素塗布は、1歳6ヶ月健診時に1回目を開催し、2回目及び3回目は隔月で実施する。となっております。

次の、10ページをご覧下さい。

成人健康診査の現況が、こちら10ページから11ページまで続いております。

12ページをご覧下さい。

第3回協議会で確認された調整内容が、成人健康診査は現行のとおりとし、サービス内容の低下や急激な負担増とならないよう、合併後調整するとなっております。

今回の経過報告、合併後の方向性が、成人健康診査の負担金は、上記の合併後の負担金、（上記の合併後の負担金を後から説明します。）を基本に、18年度実施までに調整する。

調整方針として、基本健康診査の実施は、現行のとおりとする。

若年者健康診査は、西有田町の例を基本に調整する。

人間ドッグ及び脳ドッグは、合併後調整する。となっております。

合併後の方向性の欄の、上記の合併後の負担金を基本にというところで、10ページに戻って頂いて、この表の一番右端の方の欄、こちらが合併後の負担金の案になります。

この額を基本に調整される予定です。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今、事務局から説明がありました。何かご意見ご質問等ございませんか。

はい、岩崎委員。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

ちょっと、お訊ね致しますけど、集団と個別とありますけど、集団と個別の意味合いを教えてください。

○議長（ 岩永 正太 ）

あの、ちょっと、私からですけど、西有田の場合は、集団で一箇所検診をしております。有田の場合は、それぞれの医療機関、結局、かかりつけのお医者さんのところに、個人が行って検診を受けると。検診の内容等については、基本的には同じですけど、ただ、上乘せが西有田の場合やっている。

集団でやるか、それぞれの医療機関で、自分のかかりつけのお医者さんのところに行って、検診をするという、その違いです。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

西有田の場合は部落で集落ごとに集団検診されている。その意味で、よかとですね。

○議長（ 岩永 正太 ）

具体的に言いますと、これからは、場所は有田の、今あります、総合福祉保健センターでやりましょうということのようです。

そして、地区割をしたりして、あるいは、一挙にやるのか、その辺はまだわかりませんが、いずれにしても、集団でやるという形になると。

これまでのことを、つないでいくということになると思います。

よろしゅうございますか。

○2号委員（ 諸隈 英博 ）

すみません、合致するかどうかわかりませんが、現在、今西有田町の方で、国立の循環器センターと連携して検診をしているというような実態があるわけですけども、この項目の中には、そういうことは一つも入っておりませんが、今後、そういうものの取扱いというのは、どう考えておられますか。

○議長（ 岩永 正太 ）

それについても、今、担当で随分検討しているようです。

ただ、有田を一挙に、中に入れ込んでやるというのは、場所の問題もありましょうし、いわゆる、検査する期日の問題もありましょう。

もう一つは、それをフォローするマンパワーの件もあります。

ですから、その辺が非常に難しいと思います。

西有田の場合は、体育館で、しかもずーっと、スムーズにやるような形でやっておりましたが、今回は福祉保健センターでやりますので、その辺のことを、担当課で調整を、今後とっていくと思います。できれば、有田の地区の人たちの希望者も、そういう形でやればというふうに思うんですが、それには少し、検討が必要ではないかと思われま。

○2号委員（ 諸隈 英博 ）

今あったように、継続してやっているわけですけど、合併を機に、やっぱり有田地区の方についても、そういう検診があるなら受けてみたいという方がおられるかも知れませんが、これには、集団検診のような意味合いがございますけど、そういうところに出向いてもらえるということになれば、検診を希望される方の、希望に添うように、今後調整していただければと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、わかりました。

ただ今の意見については、事務局の方で、担当課の方に連絡をとるということにしたいと思います。その他ございませんか。

それでは、意見が他にないようですので、保健衛生の取扱いについては、報告どおり、今後調整を行なっていくと。ただ今の意見も考慮に入れながらしたいと思います。

それでは、次に進みます。

調整報告第6号、上水道事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは、資料の13ページをご覧ください。

上水道事業の現況になります。

まず、1番、水道料金の方が料金体系が異なっておりまして、真ん中辺りの黒丸のところ、使用水量による、主な、家庭用水道料金をご覧のとおりになっています。

3番、加入金。こちらの方が、有田町の方が、水量器の口径のように分かれて、加入金も分かれています。西有田町の方が、全口径で同じになっているという状況です。

14ページをご覧ください。

手数料が、両町とも同じものもありますが、片方にしかないもの、また金額が異なるもの、様々あります。

5番、水道料金取りまとめ手数料は、西有田の方の制度となっております。

次の15ページをお開きください。

第1回協議会で確認された調整内容が、水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。加入金、手数料は、合併後速やかに調整する。

水道料金取りまとめ手数料は、西有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。

水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図るとなっております。

今回の経過報告。

合併後の方向性が、水道料金は有田町の例を基本に、新町水道審議会を開催し答申を受けた上で、平成18年度中に統一した料金での営業を行なう。

加入金、指定給水装置工事事業者申請手数料、竣工検査手数料、督促手数料及び開栓手数料は、上記と同様に調整する。

工事設計審査手数料、材料検査手数料及び諸申請手数料は、新町水道審議会の答申を受けた上で、平成18年度中に廃止する方向で調整する。

水道料金取りまとめ手数料は、新町水道審議会の答申を受けた上で、平成18年度中に、1件あたり100円を基本に調整する。となっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問ご意見等ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは意見もないようですので、上水道事業の取扱いについては、報告どおり、今後調整を行なっていくことと致します。

次に、調整経過報告第7号、生涯学習・スポーツ事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

資料の16ページをご覧ください。

社会教育イベント・講座の現況になります。

成人式がご覧のように、どちらも行なわれておりますが、別々に、同じ日にちで行なわれております。

音楽祭が西有田町のみ開催されて、生涯学習大会が両町の方で開催、七夕・新年席書会と陶器市写真コンテストが、有田町のみでの開催。

次の17ページに移って頂いて、各種講座がご覧のように異なっております。

18ページに移って頂いて、第2回協議会で確認された調整内容が、生涯学習イベント・講座は合併後速やかに調整するとなっていました。

今回の経過報告。

合併後の方向性が、生涯学習イベント及び各種講座は、2町で実施している事業を基本に、合併後随時調整を行うとなっており、調整方針として、

成人式は、焱の博記念堂を会場として、統一して開催する方向で調整する。

音楽祭は廃止する方向で調整する。

生涯学習大会は、廃止する方向で調整する。

七夕、新年席書会は、継続する方向で調整する。

陶器市写真コンテストは、継続する方向で調整する。

各種講座の開催は、住民の多様な学習意欲に対応出来ることを基本に調整する。となっています。

次の19ページをご覧ください。

図書室の管理運営の現況になります。

20ページに進んで頂いて、第2回協議会で確認された調整内容が、2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整するとなっており、具体的対応策として、借りた場所と返却できる場所が異なっても対応出来るよう、また、その他、きめ細やかなサービスの向上を図る。となっておりました。

今回の経過報告、合併後の方向性が、2町の図書室の管理運営は、住民サービスが低下しないように調整する。

また、名称は、「有田町生涯学習センター図書室」及び「有田町西公民館図書室」とする、となっており、調整方針として、

生涯学習センター図書室の開館時間は、火曜日から金曜日が10時から18時まで。土曜日・日曜日が、10時から16時半まで。休館日は月曜日。陶器市期間、年末年始、特別整理日、祝日。

西公民館図書室の開館時間は、月、水曜から金曜が9時30分から17時30分まで。土曜日・日曜日が9時30分から16時30分。休館日は火曜日、年末年始、特別整理日、祝日。となっており、返却は、両図書室及び移動図書館でも、対応出来るように調整する。

貸し出し期間が15日、数量、本雑誌5点まで、視聴覚資料2点8日となっております。

次の21ページをご覧ください。

移動図書館の現況になります。

有田町のみ実施という状況です。

次の22ページをお開きください。

第2回協議会で確認された調整内容が、移動図書館事業は、全域で実施できるように、合併後速やかに調整する。となっており、具体的対応策として、西有田町も運行できるよう、新町移行後、運営の全体的な見直し調整を行うとなっておりました。

今回の経過報告、合併後の方向性が、移動図書館事業は、現在の移動箇所と、新規に保育園・幼稚園及び学校等を検討するとなっております。

次の23ページをご覧ください。

各種スポーツ行事の現況になります。

課題問題点が、各町で慣行の行事、協賛の大会がある。となっております。

次の24ページをお開きください。

第2回協議会で確認された調整内容が、スポーツ行事は、合併後速やかに調整するとなっております。

今回の経過報告、合併後の方向性が、各種スポーツ行事は、早急な統一が出来ないため、合併後、各行事を実施しながら、統一を図っていくとなっております、調整方針として、

町民体育大会は、体育協会に実施を移管する方向で調整する。

町スポレク祭は一本化する方向で調整する。

ミニバレーボール大会は、中止する方向で調整する。

体育協会主催の種目は、一度に統一出来ない為に、18年度は、現行のとおり実施する。

新行政区域等が新たに決まれば、その時点で調整するとなっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今、説明がありました、何かご質問等ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

24ページですけど、町民体育大会が、体育協会に移管するですけど、体育協会で、これは十分審議されていると思うんですけど、これは、両町一本化するという意味にとってもいいんですか。

これは、新町に向かって体育協会が、恐らく統一化になると思いますけど、その辺の町民体育大会の件については、どういう方向性が出ているのか、わかる範囲で結構です。

○議長（ 岩永 正太 ）

事務局。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

教育部会での打合せの中では、18年度中の実施については、それぞれでと。

ただ、実施の方法については、まだ細部の調整等は出来てないようですけど、18年度の事業については、現在町が行っている分を実施していこうということで、そういった方向ではございますけど、これについても決定ではございません。

そのくらいでいいでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、どうぞ。

○3号委員（ 前田 義弘 ）

資料の20ページですけど、合併後の方向性ということで、二町の図書室の管理運営は、住民サービスが低下しないよう調整する。

また、名称は「有田町生涯学習センター図書室」及び「有田町西公民館図書室」ということになっておりますけど、現在タウンセンターの中に西有田の方はあるですね。図書室が。

これはどういうふうな。あっちになおるんですか。

○議長（ 岩永 正太 ）

事務局、説明を。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

場所としては、現在の場所と変更はございません。

ただ、タウンセンターという名称がなくなりますので、呼び方が、公民館図書室といった呼び方になるということで、ご理解をしていただければと思います。

○3号委員（ 前田 義弘 ）

そうした場合、町民の方は惑われて、間違われるんじゃないですか。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

一応、今のところ位置づけとしては、今のタウンセンターの図書室がある方は、公民館の別館という位置付けになるであろうと。

○議長（ 岩永 正太 ）

タウンセンターの中に、いくつかあるんですよ。

それで、管理を公民館にさせているわけです。町民ホールと上の図書室を。

それを、公民館というふうに位置付けをするのはどうかなと、私自身も思いますから、ちょっと、それは事務局で、もう少し練って、次の機会にピシッと報告した方がよかばい。

それは、公民館としてしまったら、西公民館としたら、そこはもう、公民館とみんな位置付けをしてしまうと、私も思います。

まさに、その指摘のとおりだと思いますので。

○事務局長（ 福島 清人 ）

名称等について、再度検討したいと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

その他に。はい、どうぞ。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

この調整経過報告にはついておりませんが、文化施設、生涯学習センター、それから利用金額なんですが、文化協会、西有田、ある・なし、それから、施設を使うのに対して、旧有田町の方では文化協会に属しておれば、大幅な減免が認められて、光熱費それからある程度の利用金額は出しておりましたが、文化振興の面から見まして、ものすごくほんとに利用者側としては有利でした。

今度、説明会を新しくなる時に、講座の開設、それをお願いに行きますときに、利用料がものすごく、月に自主クラブと致しまして、週一回としますと、1万2,000円に3,000円とか6,000円とか、ものすごく倍上がっております。

そこら辺で、文化の面ものすごく町民に浸透しております。旧有田の方は、新町になってからでもものすごく利用度は高いと思いますので、大幅減免をお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

事務局、何か説明を。今の意見についての。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

各施設の使用料・利用料等につきましては、前々回ぐらいの協議会だったかと思いますが、一度報告をさせて頂きましたとおり、基本的に料金自体は変わらないと。

ただ、先ほど質問が出ました減免の規程であるとか、加算規程等につきましては、教育部会、あるいは担当課等の運用の中で、行っていくということで、その協議会の時に説明致しました内容につきましては、例えば町であるとか、教育委員会等が主催する行事については、100%の減免をするであるとか、文化協会が主催するものについては100%の減免であるとかいったものは、統一を各施設行うということで方向性は出ております。

その他に教育委員会であるとか、町長等が特に認めた場合は、その以外の減免を設けるといったことで、細部に渡る内容については、まだ検討中かと思いますが、そういった運用を行っていくということで、報告をしとったかと思いますが。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

ありがとうございます。合併に際しまして、ものすごく町民サービスそれから文化の向上、それから学習態度、生涯学習に対する考え方、やっぱり違いはあると思いますが、最良の方向で検討して頂きたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい。わかりました。今のこと事務局は、考慮に入れとってください。

その他ございませんか。はい、どうぞ。

○3号委員（ 川内 雅博 ）

すべての項目について、合併後速やかに調整するという調整内容でございますので、恐らく、方向性とか、調整方針しか、書けないんじゃないかと思いますが、この方向性と方針というのは、新町で、どのぐらいの効力を持ってるんですか。

100%重視されることなんでしょうか。

今こっただけでやっている話で、新町においては、また別個、これを元に方向性といいますか、決定事項をされるのか。それともまったく違う、こういう参考資料としてだけあがってくるのか、その辺をちょっと教えていただければ。

○議長（ 岩永 正太 ）

事務局。

○事務局長（ 福島 清人 ）

今、担当の方から、この説明の冒頭にお話はしたかと思うんですけど、一応、この方向性、調整方針、これを元に、新しい首長さん、あるいは議会、そういったところで審議をして頂くというふうなことになるかと思いますが。

ですから、あくまでこれで決定ということではなくて、こういった会議での検討内容を踏まえて、こういった方針に基づいて決められていくということになるということです。

ですから、最大限、この方針が尊重されるというふうなことになるかと思いますが。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。それでは、他にご質問ございませんか。

それでは、意見もないようですので、生涯学習・スポーツ事業の取扱いについては、報告どおりに今後調整を行っていくことと致します。

また、先ほどご意見がございましたことについても、事務局で、それを考慮に入れながらということとしたいと思います。

以上で、調整経過報告を終わりますが、その他、事務局から何かございませんか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

その他でございますけど、お手許に覚書一枚紙が配布してあるかと思えます。

この覚書につきましては、事務所の位置の決定を第一回の合併協議会で確認をされたところでございます。

ただ、第一回の確認をされるまでには、任意の合併協議会で、継続協議、継続協議というふうなことで、色々難産であった経過があったわけですけど、その第一回の合併協議会の確認の際に、この事務所の位置については、両町覚書を取り交わすというふうなことが話し合われておりました。

それで、本日ここにお示しをするわけですけど、両町で取り交わした覚書です。読み上げます。

覚書。

有田町と西有田町は、平成17年3月13日に調印した合併協定書の協定項目である合併後の「新町の事務所の位置」について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- (1) 新庁舎建設に関し具体的な検討を行う建設審議会は、合併後2年以内に設置するものとし、その審議期間は、おおむね3年間とする。
- (2) 新庁舎の位置の検討に当たっては、協議会の協定確認内容を踏まえ、十分な議論を行うこととする。
- (3) 新庁舎の事務所の位置を定める条例の附則に、「この条例は、施行後5年を経過した場合において、見直しを行うものとする。」旨の規定をおいた条例案を提案する。

というふうな覚書でございます。

1月17日、両町で確認をされたところです。

以上報告いたします。

○議長（ 岩永 正太 ）

これは、篠原町長さんと私の間で覚書を取り交わした件について、ご報告を申し上げたものでございます。

一応、今日予定されておりました議題はすべて終わったわけですが、何か、委員の皆さんからご意見やご質問ございませんか。

はい。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

この覚書でございます、条例附則の中に、規定される見直しを行うものとするという規定、これはどういったものを想定しておられるのか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

この見直し、5年間経過した場合においてというふうなことですけど、この5年、ここに掲げておりますように(1)で2年以内に設置をし、その審議期間を概ね3年間とするということで、合わせますと5年間というふうなことになろうかと思えます。この5年間の間に、もし新しい庁舎を建てるというふうなことになりますと、当然、この見直しというふうなことが出て参ります。

ですから、その（１）の項目と、この（３）と非常に連動した内容になっているというふうなことでございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

今の説明で、お分かりですか。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

この5年間の経過、期間的な変更はありえないということですね。

位置の変更等については、想定されるけれども、5年間で10年間に延ばすというふうなことの想定はないということですね。

○事務局長（ 福島 清人 ）

5年を経過した段階で、見直しをする必要がないというふうな判断をすれば、この規定というのは、意味がなくなるわけですから、そのままの形で継続していくと、条例が。

そのままの形で、継続していくという形になろうかと思えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。他にございませんか。

それではないようですが、事務局からは。

○事務局長（ 福島 清人 ）

今日の議題については、以上で終了したわけですがけれども、次回の協議会、いよいよ、最後というふうなことになると思いますが、2月の16日、15時から予定しております。お忙しい中かと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

一応、これで今日の協議会を閉じたいと思えますが、本日は、本当に大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございました。

今後ともまたよろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わらせて頂きます。

閉 会 （ 14時53分 ）